

履修登録について

履修登録上の注意

1. 「履修登録」によって登録された授業科目について受講が認められます。登録は WEB 上で行います。教務事務センターHP に掲載されているマニュアルに従い、履修登録期間中に必ず登録をしてください。履修登録の手続きを怠ると、授業及び試験を受けることができなくなります。また、操作ミスや勘違いにより登録漏れがあった場合、以下に書いてあるとおり、履修登録変更期間に行うことができる科目の取消・追加以外は行なうことができませんので、十分に注意して慎重に登録をしてください。
登録の操作に不安がある方は、教務事務センターにご相談ください。
2. 履修登録期間中も授業に出席してください。選択科目については履修を希望する科目の授業に出席してください（初回授業の出席を履修条件とする場合があります）。
3. 履修について質問がある方は履修相談期間中にアドバイザー、各学部教務委員の先生、教務事務センターへご相談ください。
4. 非常勤講師担当科目については履修者数が **10名未満** の場合は、開講しません。

履修登録変更期間について

履修登録変更期間中に必ず再度 WEB にて履修登録科目を確認してください（確認の仕方はマニュアルに記載されています）。履修登録の誤りに気づいた場合は、履修登録変更受付期間に「履修登録変更届」を教務事務センターに提出してください。その際、履修登録科目が打ち出されている時間割表を添えてください（出力の仕方はマニュアルに記載されています）。

なお、履修登録変更期間にできることは下記のとおりです。

（１）履修科目の取消

（２）必修科目等を登録し忘れた場合の限定的な追加

必修科目及び社会福祉学部の資格指定科目*の登録漏れについて

共通科目：必修科目について、履修登録を認めることがあります。

専門科目：必修科目及び資格指定科目*について、履修登録を認めることがあります。

資格指定科目とは次の科目をさします。

看護学部：保健師、養護教諭 1 種免許状

社会福祉学部

社会福祉学科：社会福祉士、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーの資格指定科目

介護福祉学科：社会福祉士、介護福祉士の資格指定科目

こども教育福祉学科：保育士、幼稚園教諭 1 種免許状、小学校教諭 1 種免許状の資格指定科目

（３）共通科目「海外研修」の履修登録者が履行最少人数を下回った場合、下記研修の再募集が行われる場合があります。

春セメスター：海外研修（シンガポール）8～9 月

秋セメスター：海外研修（オーストラリア）3 月

※2019 年度は中国研修（3 月）は実施されません。

共通科目の抽選、履修中止について

共通科目の抽選について

履修希望者の多い科目については、履修者を抽選により調整することがあります。

履修者または抽選対象者の決定には、初回授業の出席を履修条件とする場合や初回授業の出席者を優先することがあります(各科目のシラバスを確認)。初回授業は必ず出席してください。

抽選対象科目、抽選の具体的な方法などについては掲示で連絡します。
履修登録期間中は、抽選に関する掲示等、注意してください。

履修中止について

履修中止とは、履修登録した科目の履修を申請により中止することです。選択科目の授業を受けてみたところ、授業内容が勉強したいものと違っていた場合などに履修を中止することを希望する場合は、履修中止の申請受付期間中に「履修中止申請書」を教務事務センターに提出してください。